

交流

また訪れたい～



▲長谷川英樹さん



▲後藤彩乃さん



▲須貝桃子さん



▲譲原亜衣さん

小田原駅も整備され、広域的な交流の場としての役割が、ますます大きくなっている私たちのまち小田原。城下町・宿場町としての歴史があり、風光明媚な自然があり、また伝統的な芸能や文化、工芸があります。この恵まれたまちに、人々は何を期待して訪れるのでしょうか。

産業政策課 ☎33-1519



▲「種子島実業高校の『パパ・パッション』が1番人気です」と店長の鈴木愛実さん



▶シャッターの絵は、小田原城北工業高校の生徒たちの作品です

住所：栄町1-16-13（銀座通り商店街内）
営業時間（平日）15:00～18:00
（土・日・祝日）14:00～18:00
（夏休み期間）14:00～18:00
定休日：月曜日（テスト期間中など学校の都合による臨時休業もあります）

若い力をまちづくりに生かす

高校生 チャレンジショップ 「Gestore おだわら」

高校生の商業実地体験を支援して次の世代の貴重な人材を育成するため、県立小田原城東高校を中心とした専門高校の生徒たちが銀座通り商店街で運営しています。そして、その若い感性を生かし、中心市街地へ回遊するお客さんを増やそうと、さまざまなチャレンジをしています。

同好会に入ったきっかけとして、「先生や友人に誘われた」という仲間の多い中、「店舗経営に興味があったので入会しました」という鈴木愛実さんは、

お話

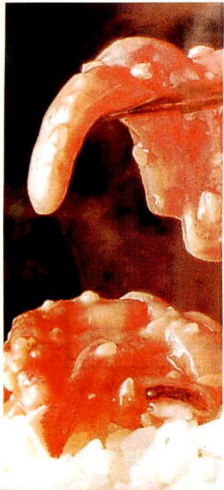
県立小田原城東高校3年生「店舗経営同好会」の皆さん

この4月29日にリニューアルオープンしたチャレンジショップの3代目店長さん。
「過去2年間、全国の高校から商品を仕入れるなど、先輩達の地道な活動を見てきましたから、私たちもきちんと引き継いでいきたいです。夢に近い希望だと思えますけど、これからは企業などにバックアップしてもらって、オリジナル商品が出せたらいいと思っています。あと、PRですね。北條五代祭りのときは人だかりで通りが狭いでしょう。そういう行事をうまく生かして、ショップにも人がたくさん来てくれるように工夫したいです。そうすれば、銀座通りの活性化にもつながると思うんです」と副会長の後藤彩乃さんとともに、熱く語ってくれました。会長を務める長谷川英樹さんは、「ショップに来てくれるお客さんは、市民や観光客など、時期によってさまざまですが、励ましの言葉をいただく」と

とてもうれしそうです。来てくださったお客さんたちに、『また来たいなあ』と思ってもらえるようなお店にしたいです。そのためには、これからも常に礼儀正しく、丁寧な言葉で接客することを心がけていきたいです」
絵が上手なことだから、広報担当としてスカウトされた須貝桃子さんと譲原亜衣さんは、ポスターをかわいてPR活動に努めるだけではなく、自らの作品がポストカードとしても販売されています。「かばんやエプロンも作っているんですけど、何か、もっと大きなものを作れたらいいなあって思っています」。
夢は人それぞれ。物を作り出し、また、それが人の役に立っていく喜びを感じているようです。
「今までより多くのお客さんに来てもらってたくさんの商品が売れるように、販売担当も広報担当も、みんなの力を合わせて楽しくやっていきたい」と話すメンバーの笑顔がとても素敵でした。
頑張れ、夢と希望あふれる、若き「Gestore（経営者）」たち！

中心市街地 人と人との

～あの人に会うため、



◀ 幕末に使われていた看板が展示されています

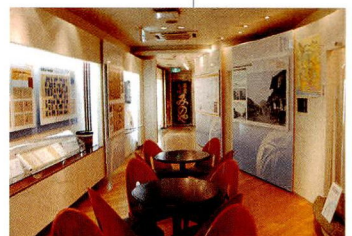
▼ 小田原の歴史も感じることができますよ

セピア色の風景〈大正～昭和中期〉

「あのや吉兵衛」の歩みの1コマを紹介させていただきます。



この3月から「街かど博物館」に仲間入りした
塩から伝統館
(小田原みのや吉兵衛)



お話し
館長の鈴木健司さん

「小田原といえばかまぼこや梅干がパツと思いきふと思いますが、実は塩からも小田原の名産品であることを知ってもらいたかったんですよ。塩からは小田原一の歴史を誇る小田原みのや吉兵衛。歴史をひも解くと350年も前から作っているといえます。

「5代目の吉兵衛が酔った勢いで豊漁のイカを大量に買ってしまい、その保管に困って塩漬けにしたのが始まりなんです。結局塩漬けだけでは食べられなかったのではなく、糶うまを加えて味をまろやかにした、これが代々引き継がれている糶入りイカの塩からなんです」

歴史に裏打ちされたその確かな味はファンも多く、遠方からわざわざ買い求めるかたもいるほど。「この前、東京から自転車で買いに来てくれた学生さんもしましたよ。それも普通の自転車です。うれしい話です」と笑顔で語ります。その一方で最近のお客様が変わって来たことを肌で感じているとも。

「昔の観光客は、手ごろなものをまとめてお土産で買っていくことが多かったのですが、最近のかたはじっくり吟味していますね。下調べもじっくりとしているようですし」
また、売り上げに占めるインター



住所：栄町2-7-38
電話：☎0120-181308
開館時間：9:30～18:30
年中無休（年始を除く）

ネットや通信販売の伸び率は一般販売の伸びよりも高いといえます。
「これも、時代の流れなんですしょう。でも、商売の基本は人と直接かかわること。観光客や地元のお客様に喜んでもらえるような品揃えをしていきます」
これからの若い経営者へ一言と聞くと「おこがましい」としきりに照れながら、「商いをしていけば大変なことが多いことに気づくと思うんですね。特別にお金のことはシビアです。ただ、その苦労が必ず後々生きてくる。特に商売は人と人のかかわり合いによつて成り立つものだから、それを学んでほしいですね。これは本当に大切なことで、お金には代えられないものなんです」
実は年二回、皇室にも塩から・かまぼこ・梅干を献上しているみのや吉兵衛さん。お客さんとのちよつとした交流がきっかけだといえます。よい縁が次々と広がっているように感じられました。
「塩から伝統館」には昔ながらの看板やゆかりの古文書などが展示してあり、知らなかった歴史に触れられることと請け合いです。小田原駅前に買い物に出たついでにふらつとお立ち寄りください。

～あの人に会うため、また訪れたい～

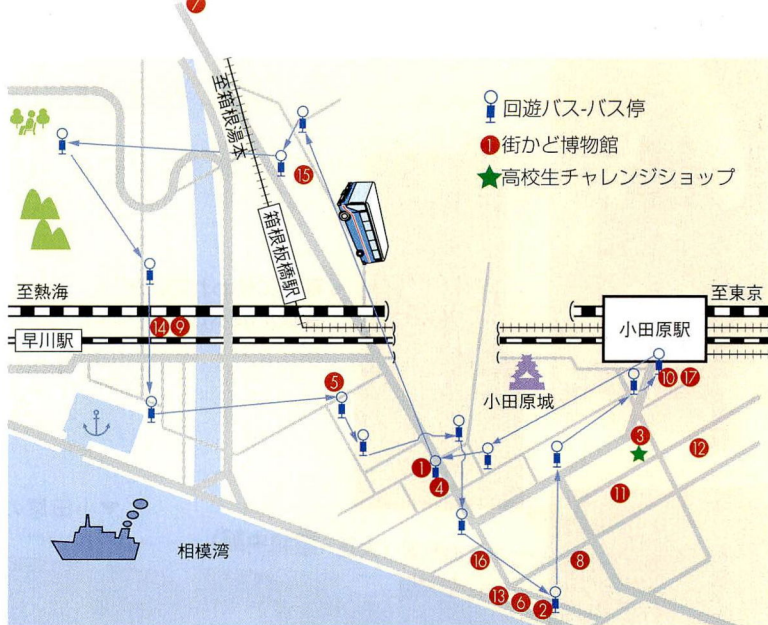
- 

1 梅万資料館(欄干橋ちんりう)
本町4-2-37 ☎231547
開館 9時～18時
定休日 なし
- 

2 かまぼこ伝統館(丸う田代)
浜町3-6-13 ☎229222
開館 8時～20時
定休日 なし
- 

3 工芸菓子展示館(栄町松坂屋)
栄町1-16-46 ☎223020
開館 8時30分～18時30分
定休日 なし
- 


4 薬博物館(済生堂薬局小西本店)
本町4-2-48 ☎222014
開館 8時30分～21時
定休日 日曜日




老舗の味と技を訪ねて
まだある 注目の 人と人との 交流

小田原の文化や職人技に触れ、まちの歴史や魅力を知ることのできる「街かど博物館」。

街なかを回遊する観光客に大人気のこの博物館も年々増え、現在では17館にもなりました。全館入場無料です。

- 

5 木象嵌ギャラリー(内田木象嵌製作所)
南町4-1-13 ☎227314
開館 9時～17時
定休日 不定休
- 

6 ひもの工房(早瀬幸八商店)
浜町3-8-4 ☎224035
開館 9時～12時
定休日 なし(体験・見学は要予約)
- 

7 かまぼこ博物館(鈴廣)
風祭2-4-5 ☎246262
開館 10時～17時
定休日 年末年始
(臨時休館あり)

- 

8 陶彩ぎやらりい(松崎屋陶器店)
浜町3-1-44 ☎242479
開館 10時～19時
定休日 日曜日
- 

9 寄木ギャラリー(露木木工所)
早川2-2-15 ☎225995
開館 9時～17時
定休日 日曜日・祝日・第2土曜日
- 

10 和菓子伝統館(正栄堂本店3階)
栄町2-1-29 ☎228155
開館 9時～19時
定休日 なし(臨時休館あり)
- 

11 漆・器ギャラリー(石川漆器)
栄町1-19-16 ☎225414
開館 10時～18時
定休日 なし(臨時休館あり)
- 

12 倭紙茶舗(江嶋)
栄町2-13-7 ☎222020
開館 10時～19時
定休日 水曜日(月末週除く)
- 

13 かつおぶし博物館(籠常)
本町3-2-12 ☎231807
開館 8時30分～17時30分
定休日 日曜日
- 

14 ひもの体験館(カナタ前田商店)
早川2-4-3 ☎234741
開館 8時～17時
定休日 第2水曜日
- 

15 とうふ工房(下田豆腐店)
板橋6-3-6 ☎222676
開館 9時～19時
定休日 日曜日、祝日
- 

16 染め織り館(山田呉服店)
本町3-15-23 ☎224714
開館 9時30分～18時30分
定休日 日曜日
- 

17 塩から伝統館(小田原みのや吉兵衛)

観光回遊バスも運行中!

小田原駅周辺には街かど博物館やチャレンジショップがありますので、「観光回遊バス」に乗ってゆったりと小田原の歴史に浸ってみてはいかがでしょうか。5月21日(日)までの毎週土・日曜日・祝日に運行しています。乗車場所は小田原駅東口6番バス乗り場。10時から16時までの間、30分おきに発車します(ただし、14時発はありません)。バス停は15か所。乗り降り自由で1日200円です。



「あの人に会いたいから、このまちにまた来よう」。そう感じている観光客は、きっと多いはず。その大切な役割は、今回紹介したような人たちだけのものではないはず。このまちに住む人のちよつとしたもてなしの気持ちで、訪れた人の思い出を彩り、たくさんの「心のおみやげ」となっていくのではないのでしょうか。人と人との交流、日々の生活の中で大切にしたいですね。

平成18年度
当初予算や
条例議案などを
審議

平成18年小田原市議会

3月定例会

総務課 ☎331291

市 議会3月定例会は2月22日(水)から3月29日(水)まで開かれました。

審議された主な内容は次のとおりです。

● 専決処分報告について(事故賠償)

● 平成17年度小田原市一般会計補正予算ほか10件の補正予算

● 平成18年度小田原市一般会計予算ほか11件の予算(10・11ページ参照)

● 条例

○ 小田原市長期継続契約を締結することができ
る契約を定める条例

○ 小田原市街づくりルール形成促進条例

○ 小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤
務条件に関する条例の一部を改正する条例

○ 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

○ 小田原市公益法人等への職員の派遣等に関す
る条例の一部を改正する条例

○ 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関す
る条例の一部を改正する条例

○ 小田原市職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例

○ 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関す
る条例の一部を改正する条例

○ 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関す
る条例の一部を改正する条例

○ 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例

○ 小田原市職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

○ 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部
を改正する条例

○ 小田原市手数料条例の一部を改正する条例

○ 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

○ 小田原市介護給付費等準備基金条例等の一部
を改正する条例

○ 小田原市障害児通園施設条例の一部を改正す
る条例

○ 小田原市公衆便所条例の一部を改正する条例

○ 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関す
る条例の一部を改正する条例

○ 小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業
に係る紛争の調整等に関する条例の一部を
改正する条例

○ 小田原市母子家庭等児童手当に関する条例を
廃止する条例

○ 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

○ 小田原市国民健康保険片浦診療所条例等の一
部を改正する条例

● 指定管理者の指定について(おだわら市民活
動サポートセンターほか6件)

● 障害者自立支援法に基づく市町村審査会の共
同設置について

● 監査委員・秋山栄雄さん、神戸和男さんの選任
意見書

● 神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

.....

3月定例会の議案は、行政情報センター(市
役所4階)、支所、連絡所でご覧になれます。
詳しい審議の内容は、5月上旬に配布される「市
議会だより」をご覧ください。



「国際医療福祉大学」が開学

—「共に生きる社会を目指して」公開講座も開講—

参加
大歓迎

企画政策課 ☎33-1378

4月8日(土)、市内城山の小田原駅西口
近くに国際医療福祉大学小田原保健医
療学部が開学しました。看護学科、理学
療法学科、作業療法学科の3学科からな
り、医療福祉を担う人材を育成します。
また、大学院サテライトキャンパスも
設置されました。

大学では、地域との連携を目指し、体
験型の公開講座を開講します。

日時 5月20日(土)10時～15時(出入自由)

場所 国際医療福祉大学
小田原保健医療学部

● 健康状態測定講座
片足立ち、柔軟性の測定、認知機能、
ストレス状態のチェック

● 「浦島太郎体験」講座
高齢者の感覚器官・身体機能体験

● そのほか、簡単な介護や運動の苦手な
幼児向け講座など

申込 不要
※運動しやすい服装で

固定資産税 を 解説します

税制改正とよくある質問



その昔、小田原攻めにより天下を統一した豊臣秀吉が
まず行ったのが、

土地の統一基準を定めた「太閤検地」。

この概念が、固定資産税のもとといわれています。

市税収入の約半分を占め、

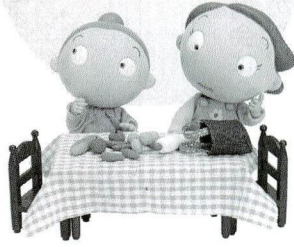
行政サービスや公共事業を行うための
大きな財源となっているこの固定資産税に、

税制改正がありました。

その改正内容や日ごろ多く寄せられている質問について
ご説明します。

問資産税課 ☎33-1361

改正点 その1 「宅地の負担調整措置」



土地の固定資産税は、価格が同じであれば、同じ税負担となるよう負担の均衡化（負担調整措置）を進めています。今回の地方税法改正により、この仕組みの一部が変わります。

具体的には、その土地の新しい

価格と比較して税負担が低い土地は、価格の5%分を前年度の課税標準額（税額を計算する基礎となる額）に加える方式となります。

「土地の税額の求め方」

基本的に、税額は

課税標準額 × 税率（14%）

で求められます。

ただし、住宅用地や商業地などは課税標準額の算出に次のような違いがあります。

●住宅用地

住宅用地には、課税標準額の特例があります。これは、住宅1戸につき200㎡までは価格に6

分の1を掛けた額、200㎡を超える部分は価格に3分の1を掛けた額を課税標準額とする措置で、この額が本来の課税標準額になります。これを①として説明します。

「前年度の課税標準額」と「①」を比較して…

○前年度の課税標準額が①の80%以上100%未満の場合

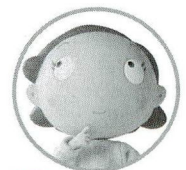
↓前年度の課税標準額と同額

○前年度の課税標準額が①の80%未満の場合 ↓前年度の課

税標準額+①の5%

ただし、算出された額が①の80%を超えた場合は①の80%相当額とし、20%未満の場合は①の20%相当額とします。

「よくある質問」



地価が下落しているのに、土地の固定資産税が上がるのはどうしてですか？

地域や土地によって生じている評価額に対する税負担の格差を解消していくため、全国的に負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化に向けた調整がされています。

具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げています。したがって、地価の動向に関係なく、すべての土地の税額が上がっているわけではありません。



平成14年に住宅を新築しましたが、平成18年度分の家屋の固定資産税が急に高くなっています。なぜですか？

新築の住宅は、原則として初年度から3年間に限り、床面積の120㎡（約36坪）までの固定資産税額が2分の1に軽減されます。

平成14年に新築した住宅の場合、翌年度の平成15年度から課税されますので、平成17年度までの3年間は、固定資産税額が2分の1になっていました。平成18年度からは軽減期間を過ぎたので、本来の税額に戻り、家屋の固定資産税が高くなりました。

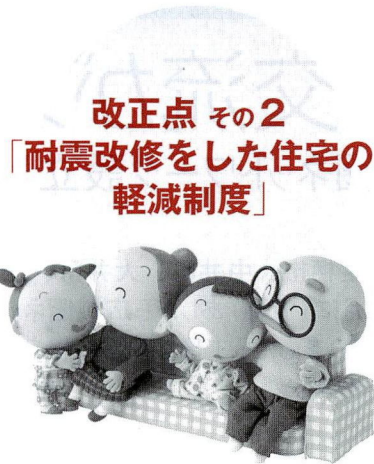
●商業地など
(店舗敷地、事務所敷地、駐車場、更地など)

「前年度の課税標準額」と「今年度の価格」⑧を比較して…

○前年度の課税標準額が⑧の60%以上70%以下の場合↓前年度の課税標準額と同額

○前年度の課税標準額が⑧の60%未満の場合↓前年度の課税標準額+⑧の5%

ただし、算出された額が⑧の60%を超えた場合は⑧の60%相当額とし、20%未満の場合は⑧の20%相当額とします。

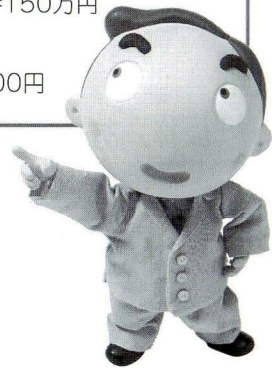


昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、次の要件を満たすものは、一定の期間、120㎡分までの固定資産税が2分の1に減額されます。
なお、都市計画税には軽減制度はありません。

【実際に計算してみると…】

専用住宅が建っている土地の場合(200㎡以下)
18年度価格 1,200万円
本来の課税標準額 200万円
(1,200万円×6分の1)
17年度課税標準額 140万円

- 17年度の課税標準額と本来の課税標準額を比較します。
 $140万円 \div 200万円 = 70\%$
- ①の割合が80%未満のため、17年度の課税標準額に本来の課税標準額の5%分を加えます。
 $140万円 + (200万円 \times 5\%) = 150万円$
- ②で算出された額と本来の課税標準額を比較します。
 $150万円 \div 200万円 = 75\% < 80\%$
∴18年度の課税標準額=150万円
- 18年度の固定資産税額
 $150万円 \times 1.4\% = 21,000円$



●要件

- 平成18年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了したものであること。
- 1戸当たりの工事が30万円以上のものであること(要領収書などの証明書)
- 地方税法施行令で定める地震への安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕、模様替えなどの耐震改修であること。
- ③に適合するとき、地方税法施行規則で定める証明書(市などが発行)を添付し、耐震改修工事が完了後3か月以内に市に申告したものであること。

COLUMN

改修工事が完了した日	軽減される期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

※軽減の適用は、改修工事を完了した日の属する年の翌年度分からとなります(例:平成18年3月1日に改修工事が完了した場合は、19年度分から)。
申請方法など、詳しくは家屋評価担当(☎33-1371)までお問い合わせください。

わけです。
なお、3階建て以上の中高層耐火住宅は、原則として5年間、固定資産税の税額が2分の1に軽減されます。



今年の2月に土地と家を売却しましたが、固定資産税の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

土地と家屋の固定資産税は、毎年1月1日に登記簿に登記されている所有者や未登記となっている家屋の所有者に課税されるので、年の途中で土地や家屋を売却しても、その年の税金は1月1日現在の所有者(売主)に全額課税されます。

なお、このような場合、税金の支払方法は売主と買主との間で、契約書などで取り決めることが多いようです。

現在、固定資産の縦覧を行っています。ご自分の資産を確認しましょう。

期間 5月31日(水)まで
(土曜・日曜・祝日は休み)
8:30～17:00
場所 資産税課(市役所2階)

※縦覧は混雑が予想され、お待ちいただくことがあります。



新たな交流がスタート!

あしがら広域圏ネットワーク設立とフォーラムの開催

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の2市5町は、6月に(仮称)あしがら広域圏ネットワークを設立します。豊かな潤いと恵みをもたらす母なる酒匂川を取り巻く地域による、新たな取り組みが始まります。

企画政策課 ☎33-1254



県 西地区では、小田原市・南足柄市と足柄上・下郡による2市8町、足柄上地区の1市5町、小田原市と足柄下郡3町など、さまざまな組織による連携をしてみました。しかし丹沢山地をはじめとする美しい山々に囲まれ、母なる酒匂川を共有するという共通点がありながら、国や県など行政の地区割などもある。これまで小田原市と南足柄市、足柄上郡といった枠組みでの連携は限られていました。

そこで小田原市と足柄上地区とが一つの生活圏として連携し、さまざまな地域の課題の解決に向けて努力するため、新しいネットワークをつくることとなりました。これがあしがら広域圏ネットワークです。

あしがら広域圏ネットワークでは、6月5日(月)設立フォーラムを開きます。あしがらに吹く新しい風を感じてください!

あしがら広域圏ネットワーク設立フォーラム

日時 6月5日(月)14:00開演
場所 大井町中央公民館ホール
 (大井町金子1995番地)
内容 設立記念式典、郷土芸能披露、基調講演
 ●「あしがらの活性化と広域連携」
 講師:常磐大学学長 高木勇夫さん
 ●パネルディスカッション
 コーディネーター:常磐大学学長 高木勇夫さん
 パネリスト:各市町の事業者、住民の代表
定員 430人 ※入場無料



▲ネットワークを発足すると記者発表

市長随想

合併、悩ましき宿題

文 小澤良明

二十七歳で市議会初当選して初めての議会質問。元議員として大先輩の父は私に、「若いんだからチマ／＼した質問は止せ。小田原の将来を見据えて大所高所から」と言っただけだった。「昭和四十四年、小田原市、南足柄市、足柄上、下郡二市八町で結成された『県西地域広域市町村圏協議会』は将来の合併を意図したものか?。政治的からみのある微妙で難しい問題に若い私は単刀直入に迫った。この協議会の主導者であった中井市長は当初言を左右にしていたが、二度、三度とつこく聞く私に最後は「合併を目指す」と明確に答えた。他の質問のことは忘れたが、この時のやりとりと気負った気分は今でも鮮やかに覚えている。

国主導による平成の大合併が推進され始めた数年前、まず南足柄市と上郡五町が広域合併研究会を結成。半年後の平成十三年、残された本市と下郡三町が「西さがみ連邦共和国」を建国。その後の湯河原町と真鶴町の合併破談、一市五町の合併研究会解散、南足柄市と開成町の合併への動き等紆余曲折はあったが、昨年秋、南足柄市と上郡五町からの

悪質商法にご用心!!

さまざまな手口で消費者をあざむこうとする悪質商法。今回は被害の増えている「かたり商法」を説明します。
 問 西さがみ連邦共和国消費生活センター 相談専用ダイヤル ☎331777

悪質商法ピックアップ

かたり商法とは、役所などの名前をかたつたり、委託業者であると装うなど、消費者の官公署に対する信頼感を利用して商品を売りつけるものです(左イラスト参照)。制服のような服装や、身分証明書らしきものを提示されても要注意。官公署が訪問販売をすることはありません。特に各種制度が変わる時期はこのような悪質商法が横行する恐れがあります。

かたり商法の例として●消防署員を



日本訪問販売協会パンフレットより

装った消火器販売●水道局員を装った浄水器販売●保健師を装った女性用下着販売●消費生活センターをかたつたハガキや電話による架空請求などがあります。

※住宅用火災警報器について

消防法などの改正により、来月6月1日から設置の義務付けがスタートしますが、既存住宅は平成23年5月までに設置することとなります。工事を必要とせず自分で簡単に設置できるものが数千円から市販されています。日本消防検定協会が鑑定した製品にはNSマークが付いています。



これは禁止行為!
 法令で禁止されています

●不実告知 事実と異なることを言う
 「消防署からの委託で来ました」「今月中に設置しないと条例違反」「ご近所も皆さん設置されました」「市の許可を受けている」「消防署推薦

の商品」などうそをついて働きかけ、消費者がそのうそを信じて行った契約は「詐欺」「動機の錯誤」「事実誤認」として取り消しや無効を主張できる場合があります。

●事業者名隠匿 官公署を装う、身分を詐称するために事業者名を言わない

●不退去 断り、帰ってほしいと伝えられているのに勧誘を続ける

あきらめないで!

うっかり契約してしまってもクーリングオフ(※)という強い味方があります! あきらめずに相談を!

(注) 特定の取引について、一定期間内であれば無条件解約できる制度

西さがみ連邦共和国消費生活センター
 相談日 月曜日、金曜日
 (年末年始・祝日、休日を除く)
 相談時間 9時30分～12時、13時～16時

要請を受け、小田原市が新たに加わった二市五町で「(仮)あしがら広域圏ネットワーク」を本年六月に設立することとなった。「西さがみ」の下郡三町の意見は「広域連繋の熟度が違う。小田原市がかすがいいになって別組織としてやって欲しい」ということだった。

三十数年前の中井市長の答弁のように「二市八町がいつかは一つになる」。私もその通りだと思ふ。だが一瀉千里に合併というわけにはいかない各々の事情や思惑がある。

ひるがえって本市はと言えば、人口や面積は専門家の言う最も効率的な自治体規模、地方交付税の不交付団体で財政体質は相対的にみて健全、バランス良く何でも一通り揃っていて日本の典型的な地方都市……と要するにこちら側から今あえて他に合併を働きかけなければならぬ特別な要因は余り無い。広域連繋や交流を深めて、まさかの時の即応力さえ保持していればと考えていた。

だが今や動きは急である。地方分権の加速、三位一体改革、道州制、合併への知事権限の強化、そして防災、福祉、環境等の諸問題解決の為の規模の拡充。広域行政の推進というだけではすまなくなりつつある。

「大所、高所から」という亡父の言葉が心に響く。「合併」は三十数年前から私が抱え続けている悩ましい宿題なのである。

平成18年度 当初予算の概要

「おだわらの「再生と創造」を目指して」

問 財政課 ☎ 331312

市 議会3月定例会で議決された平成18年度予算の概要は次のとおりです。

一般会計：548億円 △3・35%（対前年度比）

特別会計（9会計）：696億7,600万円

1・56%（対前年度比）

企業会計（水道・病院）：

155億2,876万1千円

△3・00%（対前年度比）

全会計：1,400億476万1千円

△0・92%（対前年度比）

<各会計予算>

会計名	予算額
一般会計	548億円
特別会計	
競輪事業特別会計	184億9,700万円
天守閣事業特別会計	1億4,900万円
下水道事業特別会計	93億2,000万円
国民健康保険事業特別会計	180億2,000万円
国民健康保険診療施設事業特別会計	3,600万円
公設地方卸売市場事業特別会計	1億5,200万円
老人保健医療事業特別会計	141億2,300万円
介護保険事業特別会計	88億9,300万円
宿泊等施設事業特別会計	4億8,600万円
計	696億7,600万円
企業会計	
水道事業会計	52億7,517万6千円
病院事業会計	102億5,358万5千円
計	155億2,876万1千円
合計	1,400億476万1千円

一般会計

歳入

主なものは次のとおりです。

○市税：320億2,300万円

（構成比58・44% 伸び率+1・29%）

（個人市民税+6・97%

法人市民税△0・13%

固定資産税△1・27%）

○地方譲与税：18億4,000万円

（前年度11億5,000万円）

○財政調整基金の取崩し：2億円（前年度5億円）

○ふるさと文化基金の取崩し：3億円（皆増）

○競輪事業収入：3億円（前年度4億円）

○市債：26億1,780万円

（構成比4・78% 伸び率△34・66%）

歳出

主なものは次のとおりです。

○市民の選択による予算配分システム対象事業：

老人福祉施設充実整備事業ほか7事業

（9,700万円）

※市民の皆さんに選んでいただいた、個人市民税の

1%相当額を配分しました。その財源として、ヒ

ルトン小田原リゾート&スパの財産貸し付け収

入を活用しました。

（対象事業を1%と表示）

○おだわらルネッサンス推進本部事業：

定住促進キャンペーン事業ほか30事業

（8,984万8千円）

（対象事業を1%と表示）

<一般会計歳出予算構成比>

農林水産業費 7億2千万円 1%

農道・農道用排水路の整備、小田原漁港の整備など

商工費 10億8千万円 2%

中心市街地活性化対策事業の実施、企業等立地促進事業の実施、街なか起業家支援センターの運営など

消防費 22億7千万円 4%

（仮称）南分署の整備、消火栓の設置、消防ポンプ自動車・火災原因調査車の購入など

教育費 49億8千万円 9%

学校校舎耐震補強工事・アスベスト除去工事など教育環境の整備、スタディ・サポート・スタッフ事業の実施、少年少女オーシャンクルーズの開催、城下町おだわらツアーマーチの開催など

衛生費 58億2千万円 11%

予防接種の実施、健康診査の実施、ごみ減量化事業、ごみ収集事業など

公債費 67億円 12%

議会費、労働費、諸支出金、予備費 9億9千万円 2%

民生費 162億4千万円 30%

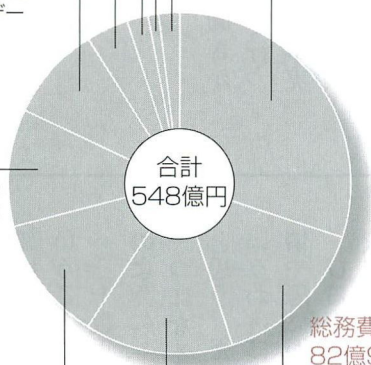
高齢者対策の実施、障害者自立支援の実施、小児医療費助成事業、児童手当等の支給、生活保護費の支給など

総務費 82億9千万円 15%

（仮称）橘地域センターの整備の推進、（仮称）城下町ホール整備の推進、広報紙の発刊など

土木費 77億1千万円 14%

道路・橋りょう・河川・公園などの都市基盤の整備、鴨宮駅自由通路施設の整備、国府津駅前広場の整備など



環境共生都市

- 広域斎場建設協議会の設置〔2,281万3千円〕
- 市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の設置〔132万3千円〕
- こどもの森公園の整備〔2億325万円〕
- 国府津駅前広場の整備〔6,462万円〕

市の1年間の家計簿

予算を身近に感じていただくために小田原市の一般会計を家計簿に置き換えてみました。1年間の家計の収入と支出を一般会計総額の1万分の1の548万円とすると、次のようになります。

— 収入 —

給料(市税)	320万円
親からの仕送り(国・県からの補助金・交付金など)	130万円
事業収入・預貯金の取崩し(繰入金、繰越金、諸収入)	43万円
パート収入(使用料など)	25万円
借金(市債)	26万円
不動産収入(財産収入など)	4万円
合計	548万円

— 支出 —

食費(人件費)	121万円
電気代・保険料などの生活費(物件費、補助費)	121万円
医療費など(生活保護などの扶助費)	96万円
子供たちへの仕送り(ほかの会計への繰出金)	73万円
車の修繕など(維持補修費)	3万円
友人への貸付金など(貸付金、積立金)	17万円
ローン返済金(公債費)	67万円
家の改築など(投資的経費)	50万円
合計	548万円

鴨宮駅自由通路施設等の整備
〔1億8,300万円〕

1% 屋外広告物早期改善促進補助事業の実施
〔500万円〕

1% 地域安心安全道づくり事業の実施
〔1,000万円〕

4 ふるさとの原風景百選事業の実施
〔229万3千円〕

4 定住促進キャンペーン事業の実施〔300万円〕

生活福祉都市

1% 老人福祉施設充実整備事業の実施
〔2,500万円〕

1% マロニエ児童プラザリニューアル事業の実施
〔1,600万円〕

1% 緊急情報広報システム整備事業の実施
〔1,700万円〕

1% 防災総合マップ作成配布事業の実施
〔500万円〕

4 子育て支援センターネットワーク事業の実施
〔1,823万6千円〕

保育所緊急通報機器設置事業の実施
〔160万円〕

4 病後児保育事業の実施〔462万7千円〕

みんなの保健室事業の実施〔45万6千円〕

文化創造都市

文化創造都市

4 世界城下町サミット事業の推進〔800万円〕

(仮称)城下町ホール整備事業の実施
〔5億4,917万円〕

史跡小田原城跡馬出門枳形石垣復元事業の実施
〔1億29万2千円〕

市史ダイジェスト版の刊行〔447万円〕

報徳サミットの開催〔200万円〕

夢育学校づくり推進事業の実施〔200万円〕

スタディ・サポート・スタッフ事業の実施
〔2,244万9千円〕

1% 学校インターホン設置事業の実施
〔1,300万円〕

産業自立都市

中心市街地魅力発進事業費補助金〔30万円〕

新規就農支援事業の実施〔11万2千円〕

農業資源保全事業費負担金〔15万円〕

起業家体験キャンプ開催費負担金〔58万5千円〕

街なか起業家支援センターの運営
〔1,796万7千円〕

市民参加都市

海外姉妹都市提携25周年記念事業の実施
〔261万6千円〕

(仮称)橘地域センター整備の推進
〔4,303万円〕

1% おだわら情報発信事業の実施〔600万円〕

城下町情報

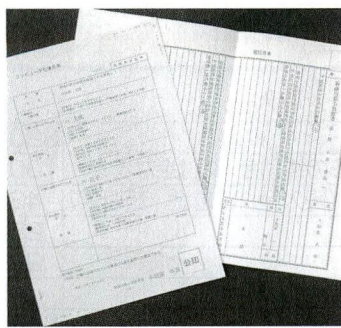
Castle Town Information

- 5月から戸籍がコンピュータ化に
- 消費生活に関する講座などのご利用を
- 建築の専門家によるリフォーム工場の技術的相談窓口の連絡先が変更
- 6月1日から酒匂川スポーツ広場に施設予約システムが導入されます！
- 子育て支援フェスティバルもあつまれ！わくわくらんど

戸籍がコンピュータ化に

5月からスタート

問 市民窓口課 ☎331391



戸籍事務のコンピュータ化が、5月1日からスタートしました。これにより、戸籍届け出の記載や、戸籍証明書の発行などの事務処理がより早く正確にできるようになります。

また、書式は、今までの「縦書き」から「横書き」に変わり、用紙は、偽造防止のため複写すると複製の文字が浮き出るようになります。

今回コンピュータ化したのは、現在の戸籍に記載されているかたのみの「現在戸籍と附票」です。

平成17年11月末までに、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれているかたは、今回新しくな

5月は「消費者月間」です

「消費者保護基本法（現消費者基本法）」制定から10年を経過した昭和53年から毎年5月30日が「消費者の日」、また法制定の20周年を機に昭和63年から5月が「消費者月間」と定められました。

「消費者保護基本法」を統一標語とし、内閣府を中心に全国各地でさまざまな行事が行われます。

本市では、圏域で活動する消費者団体と行政が連携・協働し、圏域住民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に「西

市民窓口課 ☎331391

●日時 5月26日(金) 13時30分～15時

●場所 中央公民館

●内容 圏域消費者団体と行政との情報交換

※お問い合わせ・傍聴希望(申込制)のかたは、消費生活センター事務室(☎331774)へ。

5月は消費者月間です。e-CAC開設2周年

除かれたかたの証明が必要な場合は、コンピュータ化する前の「改製原戸籍・附票」あるいは「除籍・除附票」を窓口でご請求ください。

今後、改製原戸籍は100年間、改製原附票は5年間保存されます。

これら改製原戸籍と除籍も、本年9月からコンピュータ化する予定です。

こうして、すべての戸籍がコンピュータ化されると、相続などが生じた際に必要な戸籍の検索が簡単になり、一層の待ち時間短縮など窓口サービスの向上につながります。

平成17年12月に
スタートした
建築の専門家による
リフォーム工場の
技術的相談窓口の連絡先が
変更になりました。

新しい連絡先

★リフォーム工事の内容に
疑問を感じたらご連絡を。
(社)神奈川建築士会
小田原地方支部 山口さん
☎36-2179

(社)神奈川建築士事務所協会
県西支部 芝さん
☎0460-2-5437

“e-CAC”開設2周年

インターネットにより消費生活情報を提供する「西さがみ連邦共和国消費生活センターWEB e-CAC」が開設され、2周年を迎えました。

この2年で、アクセス件数延べ47000件、ユーザー登録は280人を数え、多くの皆さんにご利用いただいています。

e-CACの主な機能

- ① 新着情報発信
- ② よくある質問データベース
- ③ 電子消費生活相談
- ④ 不用品情報登録
- ⑤ メールマガジン配信

ユーザー登録をしなくても、見ることができます。お気軽にご覧ください。

【URL】
<https://www2.city.odawara.kanagawa.jp/eac/>

※当サイトは、送信する情報が傍受・妨害されることを防ぐ暗号化技術(SL)により安全性が確保されています。

アクセス件数4万7千件をカウント!

【お詫びと訂正】

広報小田原4月1日号に掲載した、メールマガジンの登録用メールアドレスに誤りがありました。正しくは「email@mmz.city.odawara.kanagawa.jp」です。訂正してお詫びいたします。

6月1日から

施設予約システムを 導入します！

酒匂川スポーツ広場

小田原アリーナ ☎381144

6月1日から酒匂川スポーツ広場において、インターネット・専用端末・携帯電話（i-mode）からも予約ができることに伴い、予約方法が次のように変更になります。

ID登録は5月10日(水)から小田原アリーナで受け付けますので、構成員の名前・住所・電話番号を記載した団体名簿をお持ちください。

また、ID登録のない団体、個人のかたは、利用する1か月前の1日から電話で受け付けます。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



すべての人が子どもや家庭に関心をもち、子どもの幸せを第一に考えながら、地域ぐるみで子育てに取り組んでいくことが必要です。

『子育て支援フェスティバル』は、子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、遊びや情報提供などを通してふれあい、子育ての地域の環を広げる目的で開催するものです。

親子で楽しめるゲームや実演など内

子育て支援フェスティバル〜あつまれ！わくわくらんど〜

子育て支援フェスティバル実行委員会(子育て支援課内) ☎331454

容も盛りだくさん。子育ての相談コーナーなど知識や情報も発信します。

日時 5月28日(日)10時〜15時

場所 マロニエ

【展示・発表】

●保育所、幼稚園の紹介●子ども人形劇団「ニコニコ」公演●親子で遊ぼう！手づくりおもちゃの製作●おやつづくりの実演と試食●幼児向け遊びの紹介●ダンボールおもちゃの展示と実演●青

【親子で遊ぶ】

●折り紙教室●キーホルダーづくり●紙飛行機づくり●懐かし

【展示・発表】

●親子で遊ぶ

少年育成事業の紹介●子育てサークルの紹介●食育情報●通園事業の紹介●歯科医師、保健師による乳幼児の健康相談●乳幼児の身体測定●子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターの紹介

【各種模擬店など】

●おでん●フランクフルト●やきそば●おしるこ●子ども用品限定フリーマーケット●スタンプリ

あそび(ケン玉、お手玉、ジグソーパズル)●マジックパルーン●小物作り●小麦粘土遊び

現状	◎利用する1か月前の応答日分まで予約可能。 (例)6月1日の場合7月1日まで予約可能。
	◎団体と個人の区別なし。
6月1日からの変更点	◎対象団体はID登録を行い、利用する2か月前に抽選の申し込み。 ①利用する2か月前の1日から20日までにインターネットなどで抽選の申し込み。 (例)6月は8月分 ②21日に抽選処理を行い、21日から25日までの期間に当選分をインターネットなどから確定手続き。 ③空きグラウンドの予約は、利用する1か月前の1日から先着順。 (例)6月1日から7月分の空きグラウンドを受け付け。
	◎対象でない団体・個人はID登録なしで、利用する1か月前の1日から電話で先着順。 (例)6月1日から7月分の空きグラウンドを電話で受け付け。 ※抽選申し込み・インターネットなどから予約はできません。

さい。
https://yoyaku.city.odawara.kanagawa.jp/
※専用端末の設置場所(小田原

アリーナ・テニスガーデン・中央公民館・国府津公民館・尊徳記念館・マロニエ・城北タウンセンター(いずれも)

抽選・予約スケジュール(例)



消費生活に関する講座などのご利用を

消費生活センターでは、消費生活に関する知識を身につけ、暮らしに役立てていただくために、啓発事業を行っています。消費生活に関するパンフレットや閲覧用の情報誌、学校や団体の皆さんにビデオなどを常備・貸し出しています。

消費生活相談員の資格を取得してみませんか?
資格取得のための詳しい情報を提供しています。

消費生活センター事務室 ☎33-1774



危険な塀撤去改修促進事業

道路※に面した危険な塀※を撤去したり補強したり、新しく塀や生け垣を作るときの工事費用を補助する制度です。

限度額

補助金は工事費用の2分の1です。ただし、支給額の上限は次のとおりです。

撤去…10万円 補強…5万円
築造…15万円 生け垣…15万円

※道路とは…国・県・市道や公の法人が管理・所有している道。また、建築基準法第42条に定める道路のことです（基本的に幅員4メートル以上。詳しくはお問い合わせください）。

※危険な塀とは…○ひどく傾斜している
○鉄筋が適正に配置されていない○石積基礎のもの（または、これと同等のもの）○風化している、ひび割れが激しい



防災は、ひとりひとりの心がけ

塀が倒れそうで不安。家具を倒れないようにしたいけれど、自分たちではできない。木造住宅に住んでいて、強度が心配。そんなあなたのために、市では、地震による被害を軽減するための補助金制度を行っています。

問防災対策課 ☎33-1855

地震被害軽減化事業

木造住宅をお持ちで、その強度が心配な方。住宅の耐震診断や、改修工事にかかる費用を補助します。

適用範囲

- 対象となるのは、小田原市民が所有し、居住している木造住宅で…
 - 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て、2世帯住宅、店舗などの併用住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたものは除く
 - 2階建て以下であること
 - 枠組壁工法（ツーバイフォー）、またはプレハブ工法ではないもの
 - 耐震診断費の3分の2の額で上限は2万円
 - 耐震補強工事費の2分の1の額で上限は50万円
- ただし、耐震診断の結果、総合



評点が1.0未満だったものが、改修することにより1.0以上となる耐震補強工事に限ります。

木造住宅耐震診断費と木造住宅耐震改修工事費

問建築指導課 ☎33-1433

家具等転倒防止対策

おだわらルネッサンス推進本部事業

65歳以上のかたのみの世帯、心身に障害をお持ちのかたのみの世帯、病弱者のみの世帯、中学生以下のお子さんのみを養育する母子家庭の世帯には、家具などを転倒させないようにするための工事費用に補助があります。

限度額など

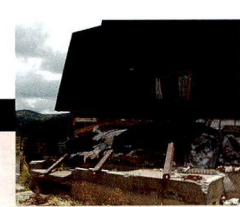
- 1か所につき1,000円（10か所まで）。

ただし、工事費用が1か所あたり2,000円未満のときは、工事費用の合計の2分の1です（10か所まで）。

災害時に

慌てないために…

- 家族で避難場所を確認しておきましょう。
- 非常用持ち出し袋や消火器は、目につくところへ置きましょう。
- 3日分の飲料水や食べ物は用意しておきましょう。



column

「おだわら教育サロン」

前回募集した「躰しづについて」、みなさんからの意見を紹介します。

◎教育政策課 ☎331671

ルールやマナーが守られていない、モラルがないといったことは多くの人が感じているようです。

- 公共の場なのに大きな声で話したり、走り回ったり、エレベーターで遊んだり、自分のしたいようにしている子どもが多い。親が近くにいるにも注意しないことも多い。
- ごみを平気で捨てる人を街で多く見かけます。

中でも一番多かった意見は親など大人への指摘でした。

- 大人自身がしつけについての理解度が低い、専門家からの学習が必要。
- 親の世代にしつけをしつかりするようにと要求しても、そもそもきちんとしてしつけを受けていないと難しい。など、しつけをする側に問題があるというものでした。

具体的なしつけで圧倒的に多かったのは、あいさつについてでした。

- 子どもを保育園へ送って行くとき、よく会う人に一緒にあいさつをする。
- しつけは「あいさつ」から始まると思う。
- という意見の一方で、
- 不審者に思われそうであいさつしづらい、声をかけられない。
- 子どもに近所の人にはあいさつするようには返しているが、返してくれない大人もいる。

ほかにしつけ方で気になることとして、

- 「怒られるからやめなさい」ではなくどうしていけないのか理由をきちんと教える。
- かわいそうに思えるほど叱られている子どもに遭遇することがある。子



どもを論ず叱り方を学ばなければならぬと思う。などがありました。

.....

価値観が多様化し、しつけをするには難しい環境になっていきます。だからこそ、改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

教育委員会では今年度中に「おだわらっ子の約束(仮称)」として、生活における行動目標を策定します。

5月20日に基調講演会を行い、標語の内容も募集しますのでご協力をお願いします。

取り戻そう躰しづ教育

基調講演会・パネルディスカッションの開催

- 日時 5月20日④13:00~17:00
- 場所 保健センター
- 講師 東京女子体育大学理事・言語教育文化研究所代表理事 尾木和英さん
- 申込 5月17日④までに、☎33-1671・☎32-7855で(多数抽選)

おだわら教育サロンの連載は今回で終了です。今後はホームページ上で展開していきますので、ぜひご覧ください。
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/kyouiku/field/education/rongi/saronn.html>

今月の笑顔

元氣あふれる人たちの笑顔は、
見ている人たちにも
力を与えてくれるもの。
このコーナーでは、
みんなが元気になるように、
素敵な笑顔をお届けします。

「観光」という言葉に目を引かれる
んです。昨年派遣青年として行った姉
妹都市チュラビスタでは、外国のかた
と一緒に生活をして物事を見る視点が
違うことを実感できました」と大きな目
をキラキラさせながら話してくれたのは、
佐久間華さん。彼女が笑うたび、
まさにそこに華が咲いたように明るく
なります。大学ではスペイン語を専攻
しており、趣味がフラメンコと文字ど
おり情熱的に観光大使としての意欲
を語ってくれました。

「人にはそれぞれの考え方・生き方が
あり、コミュニケーションを取るのも
大変ですが楽しいですよ」。昨年の愛知
万博でアテンダントとして仕事をして
いたという、福田まゆこさん。さまざま
まな国のかたとの貴重な経験は、忘れ
られない思い出。趣味が着付け、琴と
いう和の心を持ち、清楚な顔立ちの福
田さんのおすすめ料理は、梅肉チャーハ
ン。早くも梅が名産の小田原をアピ
ールしているところは、さすが観光大使！
「私は1人でもどんどん行動してしま
うんですよ。特にドイツに短期留学を
してから何事にも動じず勇気を持って
行動できるようにになりました」。キリッ
とした目でこちらを見つめ、しっかり



商工会議所青年部からプレゼントされた、
名入りの小田原ちゃんを手に。
「この笑顔でがんばりますよ！」

小田原観光大使

今年度で四代目になる「小田原観光大使」。
緊張の中にも期待に胸躍らせている3人に
インタビューしました。

この取材が観光大使としての初仕事ということでしたが、
みなさんの笑顔満載で明るい雰囲気での取材となりました。
さあ、今年度の観光大使はどのようなかたがたでしょう。
今から活躍が楽しみです。

と前を向いた視線が印象的なのは、松
本理沙さん。現在は、ダイビングの免
許を取得中で、松本さん一押しグリ
ン島を話していると、辺りはオーシャ
ンブルーに包まれました。

「笑顔は大切。周りの人も自分も幸せ
にするパワーがあり、笑顔でその場の
雰囲気も和んで明るくなります」と、三
者三様の笑顔を見せてくれた四代目の
小田原観光大使。それぞれの経験を生
かして、それぞれの笑顔とともに小田
原のよさを発信してくれることでしょう。
取材を終えて、ホッと一息ついた彼
女たちの笑顔からもそれは間違いな
い！と感じ、こちらまで幸せな気分
になりました。

Close Up

クロスアップ
注目の情報をお届け！

小田原の合唱団が 海外の合唱コンクールで 受賞



▲4月4日 市民ロビーコンサートにて

チエコのプラハで3月23日～26日
に開かれた「ヤング2006プラハ
国際コンクール」に参加した小田原
少年少女合唱隊は、児童合唱部門で
第1位、金賞、最優秀発声賞、最優
秀指揮者賞の4賞を受賞しました。

特に、最優秀発声賞は特別賞とし
て、児童部門を含めたコンクールの
全部門でただ一団体だけが受賞した
という名誉ある賞でした。

帰国に合わせ、4月4日に市役所
で開いた市民ロビーコンサートで
は、コンクールに参加したメンバ
ーがその時のあでやかな衣装を身に
まとい、来場者はその美しいハーモ
ニーに魅了されていました。

なお、5月28日(日)14時からプラハ
国際合唱コンクール1位受賞記念
演奏会を市民会館大ホールで開催
します。